

○「中心商店街アーケード再整備等事業費補助金」の概要 【令和7年度】 (那覇市なはまち振興課)

1. 趣 旨 中心商店街に設置されている老朽化したアーケードの再整備、撤去及びその代替としてのオーニング設置を予定する商店街振興組合等に対しその費用の一部を補助することにより、より良い商環境の整備を図る。
2. 募集時期 令和7年4月28日から随時募集（予算の範囲内で採択） ※令和7年度予算：140万8千円
3. 問い合わせ なはまち振興課 地域商店街活性化グループ 担当：久手堅 098-867-5260
4. 補助の概要 以下のとおり



補助メニュー	内容	補助率	補助額	概算払い	対象経費	備考
1 アーケード再整備事業	①アーケードの再整備 ②法令適合のための改修	対象経費の 2/3以内	調整し決定			・店舗の防火構造化や看板の撤去等に係る経費は対象となりません。
2 アーケード撤去事業	①アーケードの撤去 ②一部(危険個所)の撤去 (修繕は含まない)		①②とも調整し決定 ただし②のうち、付属物の撤去は上限 50万円	必要な場合は可	・委託料(設計業務委託など) ・工事請負費(直接の設置工事費)) ・その他必要と認められる経費	・違法又は危険性のあるアーケードの撤去を目的としており、使用できるようにするための修繕等は対象となりません。
3 オーニング整備事業	アーケードの代替としてオーニングを整備	対象経費の 1/2以内	幅により上限が異なる 3m以内約51万～ 7.5m以上約121万	不可		